

**ぎふ景観まちづくりファンド助成制度**  
**< 手引き >**

**平成 22 年度版**

# ぎふ景観まちづくりファンド助成制度 平成 22 年度版

## 1 目的

岐阜市は、道三公・信長公が造った井の口・岐阜城下町と加納藩の城下町を基礎に発展してきました。また、清流長良川では、1300年の歴史を誇る鵜飼が今も行われています。

町家や旧武家屋敷をはじめとした歴史的資源が数多く残る、岐阜の歴史的まちなみは市民の誇りであり、岐阜市民の共有財産として後世に守り伝えていかねばならないものであります。

ぎふ景観まちづくりファンドは、市民の皆さんや企業からの積極的な賛同を得て取り組み、歴史的景観の形成に資する民間のまちづくり事業に対して助成を行うことにより、市民の皆さんの景観形成に対する意識を育み、岐阜ならではの個性豊かな美しい景観を後世に継承していくことを目的とします。

## 2 対象地域

金華地区（P4 エリア図参照）

## 3 助成内容

### 対象行為

助成対象となる工事は、岐阜市歴史系景観形成方針（P9 参照）に適合している次の3種類の工事です。

歴史的建造物を維持・復元していく工事 \_\_\_\_\_ 最高で 200 万円の助成  
（概ね昭和 20 年以前に建築、建設された建造物） \* 詳細は P5 参照

一般建造物を格子のあるまちなみと調和させていく工事 \_\_\_\_\_ 最高で 150 万円の助成  
（概ね昭和 21 年以降に建築、建設された建造物） \* 詳細は P7 参照

附属工作物を設置する工事 \_\_\_\_\_ \* 詳細は P7 参照

### 助成率

**2 / 3（窓格子、建築設備への目隠しについては 9 / 10）**

\* 平成 22 年度までは金華地区の重点取組期間で、助成率が高くなっています。  
それ以降の助成率は 1 / 2（窓格子、建築設備への目隠しについては 7 / 10）です。

## 4 申請時期等スケジュール

<b>第 1 回目 募集期間</b>	<b>平成 22 年 5 月 31 日(月)まで</b>
事前相談日	平成 22 年 5 月中旬予定
審査日	平成 22 年 6 月中旬予定
<b>第 2 回目 募集期間</b>	<b>平成 22 年 9 月 30 日(木)まで</b>
事前相談日	平成 22 年 9 月中旬予定
審査日	平成 22 年 10 月中旬予定
<b>第 3 回目 募集期間</b>	<b>平成 23 年 2 月 28 日(月)まで</b>
事前相談日	平成 23 年 2 月中旬予定
審査日	平成 23 年 3 月中旬予定

- ・工事実施前のものに限りです。
- ・助成内容は物件の状態や工事内容によって異なりますので、早い時期にご相談下さい。
- ・申請には事前相談が必須です。（専門家によるアドバイスをを行います。）

## 5 申請の条件

申請には次の条件を満たしていただく必要があります。

- ・助成を受けた建造物を適正に維持管理していただけること。  
(工事完了後、10年間は、助成を受けた建造物を助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除却し、又は担保にすることはできません。ただし、(財)岐阜市にぎわいまち公社理事長の承認を受けたときはこの限りではありません。)
- ・助成対象の建造物の写真、名称、所在地、改修工事の概要等の公表に同意していただけること。

## 6 申請書類

申請には次の書類が必要です。

- (1) ぎふ景観まちづくりファンド事業計画申出書
- (2) 設計図書
- (3) 工事見積書(明細の分かるもの)
- (4) 現況写真(周辺の現況が分かるもの)
- (5) 登記事項証明書(助成金額が5万円以下の場合は不要。原本還付可)
- (6) そのほか理事長が必要と認める図書

設計図書として、建築物、工作物については、付近見取図、配置図、平面図、立面図、屋根伏図、外部仕上げ表、附属工作物については付近見取図、配置図、意匠図が必要です。

ただし、修景工事の内容によっては不要なものもありますので、(財)岐阜市にぎわいまち公社に詳細をご確認下さい。

## 7 助成の決定

助成は、「ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会」において事業計画を審査し、適正であればファンド資産の範囲内で助成を決定します。

平成22年度の決定時期は「4 申請時期等スケジュール」の「審査日」後になります。

### 注意事項

平成22年度中に承諾された事業は承諾日より1年以内に完了報告書類(下記参照)を提出された場合、重点取組期間としての扱い(高い助成率)を受けることができます。

## 8 助成金の交付

工事の完了後、1ヶ月以内に完了報告が必要です。助成金は検査に合格し、助成金交付請求書を提出していただいた後に交付します。

完了報告には、次の書類が必要です。

- (1) ぎふ景観まちづくりファンド事業完了報告書兼助成金交付申出書
- (2) 完成図書
- (3) 工事完成写真
- (4) 請負契約書の写し(簡易申請の場合は不要)
- (5) 支払いの明細が確認できる書類(明細のわかる請求書の写し)
- (6) そのほか理事長が必要と認める図書

完成図書として、建築物、工作物については、配置図、平面図、立面図、屋根伏図、外部仕上げ表、附属工作物については、配置図、意匠図が必要です。

ただし、修景工事の内容によっては不要なものもありますので、(財)にぎわいまち公社に詳細をご確認下さい。

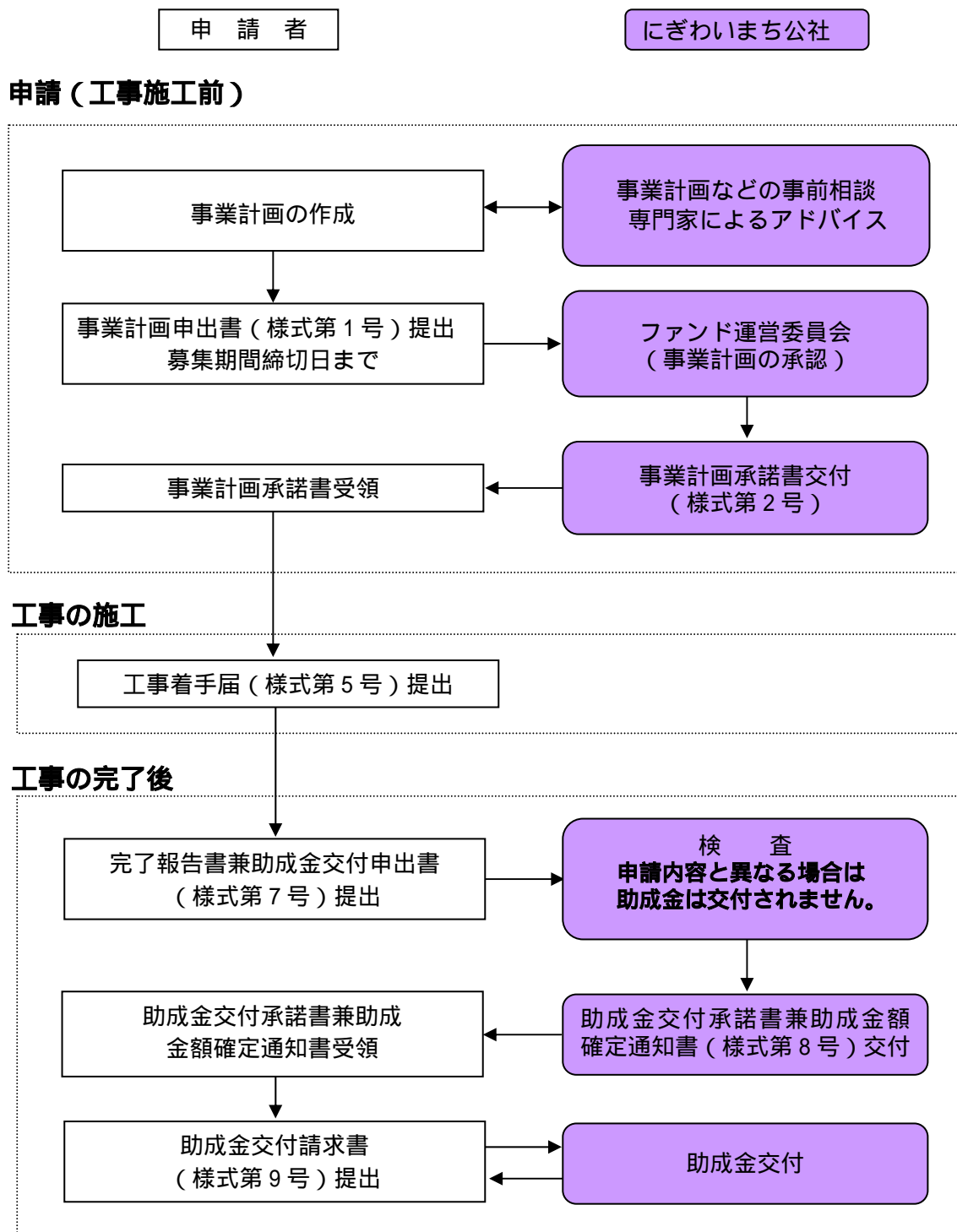
助成金交付請求書の提出の際には、原則、工事費の支払い済の領収書の写し(白黒)の添付が必要です。(領収書の但書には、「邸改修工事」等の記載をして下さい。)

支払いの都合上、領収書の写しの添付が不可能な場合には、助成金交付請求書の下方署名欄にご署名の上、助成金交付後30日以内に領収書の写しをご提出下さい。

## 注意事項

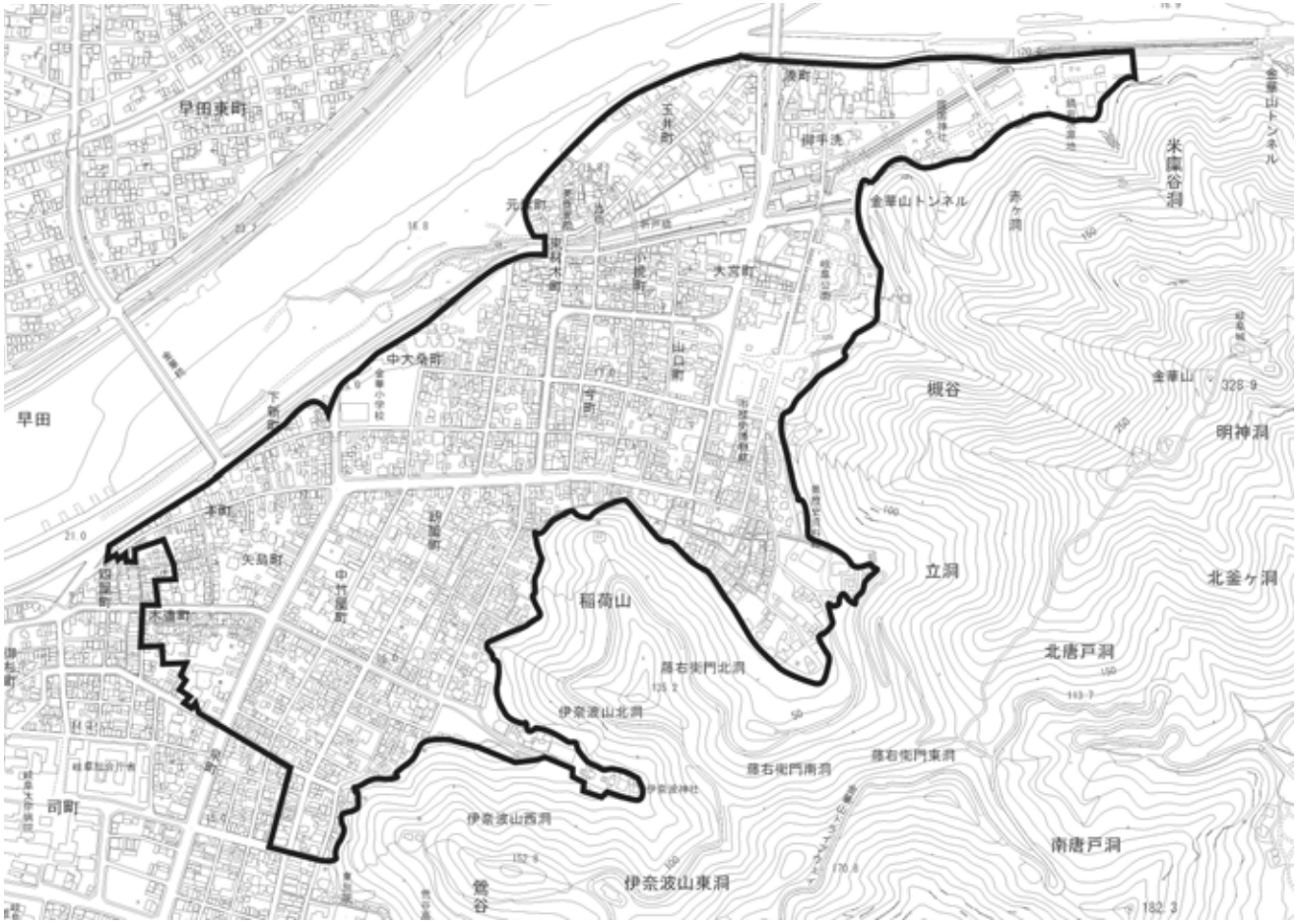
- ・一度助成を受けた物件は、5年を経過するまで新たな助成を受けることは出来ません。  
ただし、助成金額が5万円以下の物件に対してはこの限りではありません。
- ・工事は事業計画の承諾を得るまで着手できません。(承諾前に着手された場合は助成金が交付されません)
- ・助成金は工事完了後、「P3 9 申請のスケジュール」の工事完了後に記載のある手続きを経たうえで交付されます。
- ・交付された助成金は所得税の対象となります。
- ・1敷地単位の合計で1件の申請とみなします。(土地、建造物の利用形態からみて同一の敷地を1敷地とみなします。)
- ・その他、関連法令は遵守してください。

## 9 申請のスケジュール



\* 工事は年度をまたいで施工することも出来ます。

対象地区エリア図



## 助成タイプ1 歴史的建造物を維持・復元していく工事

歴史的建造物とは、概ね昭和20年までに建築された、町家、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築などの建築物と、門、塀等の工作物を指します。  
助成対象となるのは原則、道路等から望見できる範囲に建造された建造物に限ります。

### 建築物

\* 下記の3種類に分けて助成を行います。

歴史的建築物の維持・復元を行う場合 ・ 本来の姿の建築物*1を維持する工事 ・ 本来の姿から変容した建築物を元の状態に戻す工事 (例) 瓦屋根の葺き替え、漆喰壁の再現、木格子の設置等 <b>イメージ</b>	助成限度額 200万円
町家に建築物と一体になった自動車車庫の開口部に木材及び木製調格子を新設する場合。 車庫以外は本来の建築物の姿*1である場合のみ助成対象となります。 <b>イメージ</b>	助成限度額 150万円
歴史的建築物の一部復元を行う場合 (本来の姿*1まで復元されない場合) (例) アルミサッシの窓に格子を再生するが、外壁は漆喰に戻さない場合等 <b>イメージ</b>	助成限度額 100万円

\*1 本来の建築物の姿とは次の状態をいいます。

- (町家) 窓格子が木製格子、外壁が黒漆喰、屋根が日本瓦(棧瓦)、玄関が木製及び木製調引き戸
- (蔵) 屋根が日本瓦、外壁が木材、漆喰、土等の伝統的素材を用いた仕上げ
- (その他の建造物) 建築、建設された当時の様式を維持する状態

### [特例助成]

上記 ~ の工事に併せて下記の内部工事を行う際に助成を行います。

1) でにぎわい創出*2の場合：意匠、構造、設備に関する工事 (個別助成限度額 100万円)
2) 下記のケースでは、外観工事に係る助成額又は50万円のいずれかの高い金額を限度額として助成します。 構造補強工事： <u>      </u> でにぎわい創出以外の場合( )と <u>      </u> の工事と併せた筋交い等の新設等による構造補強工事 <b>イメージ1)</b> 空き家*3活用：空き家になっている歴史的建造物を活用する場合の下記工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>      </u>、<u>      </u> の工事実施にあわせた、上下水道管の敷設替え工事</li> <li>・ <u>      </u>、<u>      </u> の工事実施にあわせた、間仕切壁や床等の改修工事</li> </ul>

\*2：にぎわい創出となる物件は、店舗、飲食店等として活用する建築物を対象とします。

\*3：空き家とは、一定期間以上使用していない建物をいいます。

### 工作物

歴史的工作物の維持、復元を行う場合 ・ 現在ある土塀や長屋門などの歴史的な門、塀等の維持、 或いは元の状態に戻す工事	助成限度額 200万円
--	-------------

本基準のほか、各部位の修景工事にはそれぞれ個別助成限度額が設定されています。  
詳細については(財)岐阜市にぎわいまち公社までお問い合わせ下さい。

## 歴史的建造物の例

町家



蔵



近代和風建築物



看板建築



近代洋風建築物

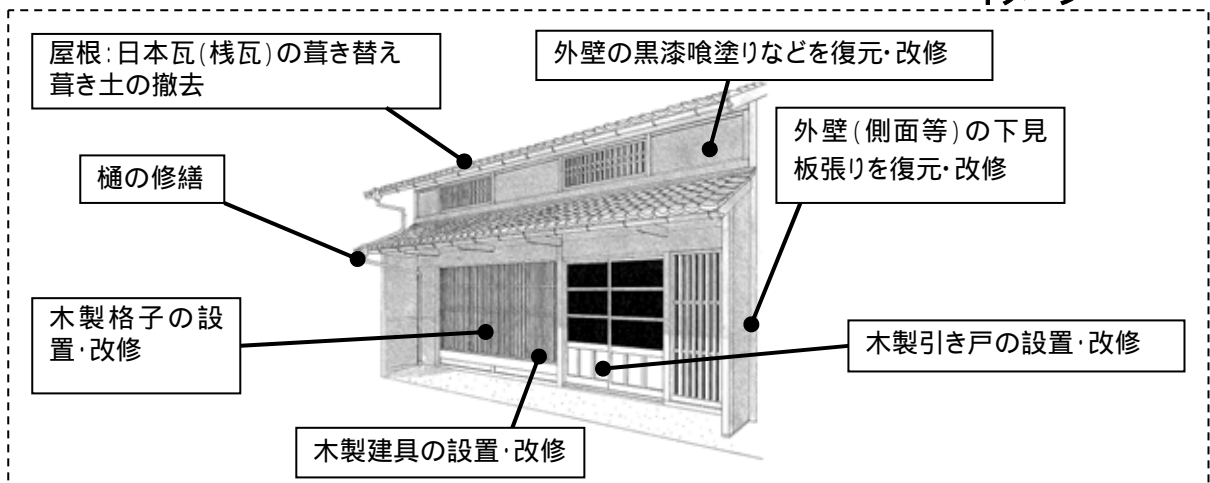


歴史的工物 イメージ



## 歴史的建造物の修景工事の内容（例）

イメージ



イメージ



建築物と一体になった自動車車庫の開口部に木材及び木製調格子を新設

イメージ1)



補強壁の設置

## 助成タイプ2 一般建造物をまちなみに調和させていく工事

一般建造物とは、概ね昭和21年以降建築された建築物と、門、塀等の工作物を指します。

助成対象となるのは、まちなみの連続性があると認められる建築物のファサード部分（道路に面する部分）または工作物に限ります。

### 建築物

\* 下記の3種類に分けて助成を行います。

一般建築物の新築、外観改修で、町家様式や蔵等の昔ながらの姿（瓦屋根、黒漆喰壁、木製格子、木製調引き戸）の建築物を創出する場合 イメージ	助成限度額 150万円
一般建築物に木製格子を新設する場合 イメージ	助成限度額 50万円
一般建築物と一体となった自動車車庫開口部に木材及び木製調格子の引き戸を新設する場合 イメージ	助成限度額 50万円

### 工作物

\* 下記の2種類に分けて助成を行います。

木や漆喰等の伝統的素材を用いて仕上げた和風門、和風塀を新設する場合 実例	助成限度額 50万円
駐車場出入口に木材及び木製調格子の引き戸を新設する場合 イメージ	助成限度額 50万円

### 附属工作物

歴史的建造物、一般建造物に附属する工作物について、下記の3種類の修景工事を行った場合に助成を行います。

建築設備への目隠しを新設する場合 （例）空調の室外機、電気メーター等 実例	助成限度額 5万円
自動販売機等への目隠しを新設する場合 イメージ	助成限度額 10万円
歴史的まちなみに調和した屋外広告物の設置をした場合 （歴史的まちなみにふさわしくない屋外広告物を撤去した場合を含む） イメージ	助成限度額 30万円

本基準のほか、各部位の修景工事にはそれぞれ個別助成限度額が設定されています。  
詳細については（財）岐阜市にぎわいまち公社までお問い合わせ下さい。

## 一般建造物の修景工事の内容（例）

イメージ



木製格子の新設

自動車車庫への木製・  
木製調引き戸の新設

実例



伝統的素材を用いた門の新設

イメージ



駐車場出入口に木材及び木製調  
格子の引き戸を新設

## 附属工作物の設置（例）

実例



空調室外機への目隠しの新設

イメージ



歴史的なまちなみに調和  
した屋外広告物を設置

イメージ



自動販売機への目隠しの新設

# 岐阜市歴史系景観形成方針

## 大方針

- 道三、信長の時代から受け継いできた岐阜ならではの美しいまちなみを後世に継承していくため、
- ・町家やそれ以外の歴史的建造物を維持、復元していく
  - ・一般建造物を格子のあるまちなみと調和させていく

## 個別方針

共通	岐阜市景観基本計画（平成19年10月1日告示）等に整合している。		
建築物	位置	道路境界線から概ね1m程度の部分の壁面線、軒線はまちなみにできる限り揃える。 建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保する。	
	意匠	窓	縦形状の木製格子を設置する。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
		屋根	日本瓦等の伝統的な素材を用いる。 屋根形状は平入りを基本とし、勾配をまちなみに合わせる。 ただし、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建築物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。また、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の一般建築物については、建築物正面の形態意匠について周辺のまちなみに調和したものとなるようにする。 グレー等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		外壁	主たる部分については木材、漆喰等の伝統的な素材を用いる ファサード部分は、原則として黒色とする。 ただし、蔵、近代和風建築物、近代洋風建築物、看板建築等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。 ファサード部分以外は、原則、黒、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。
		玄関	玄関は、木製又は木製調の引き戸を設置する。 ただし、蔵、近代洋風建築物、看板建築物等の歴史的建造物については、建築当時の意匠に準ずるものとする。
工作物	門、塀	木材、漆喰、土等の伝統的な素材を用いて仕上げる。 素材を活かした色彩及び仕上げとする。（着色する場合は、無彩色、茶、こげ茶等の彩度の低い色で、つやなしの落ち着いたものとする。）	
	駐車場、駐輪場	駐車場、駐輪場等を設置する場合は、極力、建物と一体化した形態とし、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置する。 建築物と一体となった自動車車庫を設けている場合には、開口部へ木製又は木製調の縦格子を設ける。ただし、やむを得ない場合は井桁格子も認める。 青空駐車場においては、門、塀等を設置しまちなみの連続性を確保する。	
	建築設備	屋外の建築設備は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、木製格子等の目隠しを設ける。	
	自動販売機等	木製又は木製調の目隠しを設ける。	
その他	門灯、屋外広告物等については地域の歴史的景観に調和するものとする。		
	ぱったり等の歴史的建築特性の維持、復元に努める。		



**お気軽にお問い合わせください。**

**財団法人 岐阜市にぎわいまち公社**

〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地  
岐阜市役所南庁舎1階

Tel・Fax : 058 - 266 - 1377